

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
卸 売 業		65		9.1	57	442	399	421	425		
各種商品卸売業		66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	15.5	92	535	494	560	546		
繊維・衣服等卸売業		67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	6.9	26	518	247	270	274		
飲 食 料 品 卸 売 業		68		4.8	40	333	353	407	405		
農畜産物・水産物卸売業		69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	3.0	28	263	196	208	209		
食料・飲料卸売業		70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	6.5	52	400	502	596	591		
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業		71		10.9	70	536	377	393	408		
化学製品卸売業		72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	14.1	78	665	459	470	486		
その他の建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業		73	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	10.2	68	507	358	375	391		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものと異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
卸 売 業			65	448 376	461 381	479 387	470 392								
各種商品卸売業			66	601 433	640 446	691 460	709 475								
繊維・衣服等卸売業			67	285 235	297 238	301 241	311 245								
飲 食 料 品 卸 売 業			68	416 338	415 342	419 346	413 351								
農畜産物・水産物卸売業			69	213 188	213 190	213 192	212 194								
食料・飲料卸売業			70	609 480	607 487	616 493	603 500								
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			71	443 359	469 364	504 371	474 377								
化学製品卸売業			72	522 435	541 440	549 446	567 454								
その他の建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			73	425 342	453 347	493 354	453 360								